

令和3年度

いじめ防止基本方針



桜井市立桜井西小学校

桜井市立桜井西小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）「奈良県いじめ防止基本方針」「桜井市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。また、本基本方針が適切に機能しているかを「いじめ問題対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。…「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの理解

ア いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

イ いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。

ウ 「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が加害も被害も経験する。また、繰り返し行われたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることもある。

エ いじめの「加害」・「被害」という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意し、集団全体にいじめを許容しない環境の醸成が必要である。

オ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

カ いじめは、その態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法令に抵触する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうることである。このことを十分理

解した上で、いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにしなければならない。

- (2) いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることをについて子どもが十分に理解し、自らいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することないようにすることを旨として行わなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携・協力の下、市民がそれぞれの役割を自覚し、いじめの克服を目指して行われなければならない。

3 いじめ防止に向けた方針

- (1) あらゆる教育活動を通し、だれもが安心して心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

4 具体的な取組

(1) いじめの防止【別紙2】

- ア 規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努め、規範意識の向上を図る。
- イ 児童会活動を活発にし、子ども自らがいじめを自分の問題としてとらえ、主体的に取り組む、解決できるように努め、自主自律の力を高める。
- ウ 豊かな心の育成のため、読書活動、人権教育、道徳教育、体験活動等に積極的に取り組む。
- エ 情報モラル教育等に取り組む、インターネットを通じて行われるいじめの対応に努める。
- オ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、傷つける児童の言動を助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

カ 子ども同士、教師と子ども等の心の通じ合うコミュニケーション力の育成に努める。

(2) 早期発見【別紙2】

ア 児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の変化、サインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。

イ 教育相談、個別面談及びアンケート調査(年間3回以上)を通していじめ実態の把握に努める。

ウ 地域、保護者への啓発を積極的に行い、連携、協力ができる体制づくりに努める。

エ 児童からの相談や訴えやすい環境づくりに努めるとともに、相談窓口(関係機関の電話、メール相談等)の周知を図る。

(3) いじめの対応に関すること【別紙1】

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、速やかに被害児童の安全を確保するとともに、特定の教職員で抱え込まず、いじめ問題対策委員会を中核とし、校長のリーダーシップの下、組織的に対応する。また、桜井市教育委員会をはじめとする関係機関と連携を密にする。

イ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

ウ 「いじめ」が犯罪行為に当たる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は関係機関に通報し、被害児童を守ることを優先する。

(4) いじめ防止のための体制

ア いじめ防止等のための組織(22条)

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

イ いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・教員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

5 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに桜井市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

6 その他

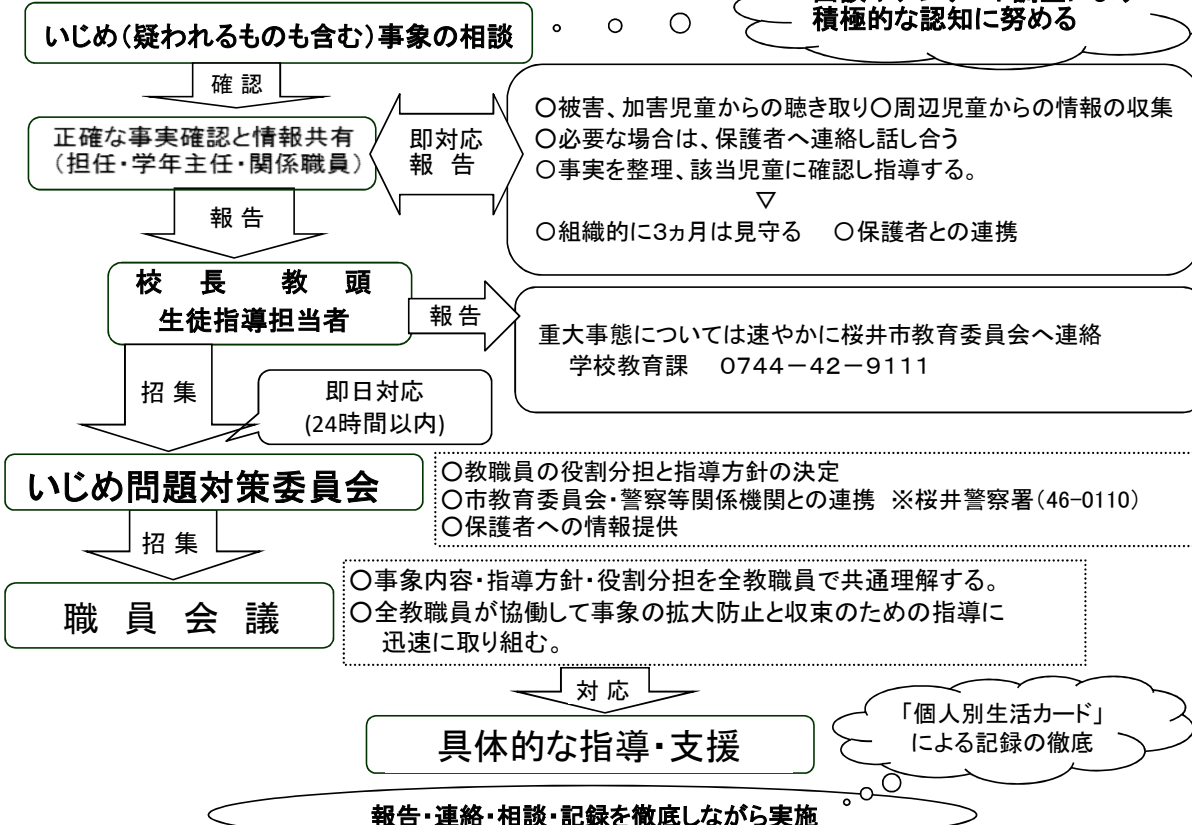
開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ問題対策委員会

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者
 学年主任・教育相談コーディネーター
 養護教諭 等
 ※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う。

22条 ○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
 ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ⇒個人別生活カードの活用、記入



被害者への支援	加害者への指導	友人・知人への指導・支援 (観衆・傍観者等)
<p>共感的に受け止める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢 ・プライバシーの保護 ○確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況(診断書) ・金品の被害状況 ・カウンセリングの必要性 ・警察への被害申告の意志 ○留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・保護者への説明と保護者 	<p>毅然とした態度で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛み ・自分の行為が重大な結果に繋がった ○確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 ○留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景 (ストレス・自己存在感等) ・加害者が被害者になること 	<p>みんなを守るという姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛み ・観衆や傍観者も加害者であること ・プライバシーの保護 ○確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 ○留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

県教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
- ・県教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	児童理解	児童理解		いじめ問題 対策委員会②	いじめ問題	
未然防止	学級開き	なかま学習	なかま学習			いじめ問題を 授業で取り上げる
早期発見	児童生活実態 アンケート調査	教育相談週間	児童いじめ アンケート調査①	個人懇談 保護者		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ問題	人権教育		児童理解	いじめ問題 対策委員会⑥ ・まとめ ・次年度計画
未然防止	全学年人権学	人権講演会		全学年人権学		入学者説明会
早期発見	児童いじめ アンケート調査②	教育相談週間			児童いじめ アンケート調査③ 児童生活実態	

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・児童の行う自主的ないじめ防止等に関する活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 児童の様子把握
 - ・共感的児童理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付き力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・児童等、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(児童・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 児童へのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮児童の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用